

第2次 北広島市子どもの権利に関する推進計画（案） （概要版）



北広島市子どもの権利イメージキャラクター
「けんリーナ」

北広島市

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

平成元年(1989年)国際連合において「児童の権利に関する条約」が採択されました。日本においても平成6年(1994年)にこの条約を批准し、条約の理念の実現を目指して、さまざまな立法や行政措置を進めています。

また、平成28年には「児童の権利に関する条約」を基本理念として、子どもが権利の主体であることを明確にした改正児童福祉法が成立しました。国内法に「児童の権利に関する条約」が明記されたのは日本が同条約を批准して以来、初めてのことで、子どもの権利保障の推進の大きな一歩です。

条約の理念の実現には、国だけではなく、子どもの生活に一番身近な地方自治体も子どもの施策として取り組むことが大切です。

北広島市では、条例によって子どもの権利を定め、その条例に基づき子どもの施策を進めることとし、平成24年に北広島市子どもの権利条例(以下「子どもの権利条例」といいます。)を制定しました。子どもの権利条例は、基本的人権の尊重を定めている「日本国憲法」と「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、市としての子どもの権利に関する基本的な考え方を定めた条例です。

本計画は、子どもの権利条例の理念の実現を目指して策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子どもの権利条例第25条に基づく、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、本市の取り組みを示すとともに、家庭や学校、施設、地域の取り組みを推進するものです。

また、他の計画との関係では「北広島市総合計画(第5次)」を上位計画とし、「北広島市子ども・子育て支援プラン」などの計画との連携、整合性を図り策定します。

なお、本計画において、「子ども」とは、子どもの権利条例第2条第1号に規定する子どもとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から32年度までとします。

H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
第1期計画			第2期計画					
					策定	第3期計画		

第2章 意識調査からみる子どもを取り巻く現状

計画の策定にあたって、子どもの実態・意識を把握し、計画を策定する際の基礎資料とするため、下記のとおりアンケート調査（子どもに関する実態・意識調査）を実施し、以下の内容について分析しました。

1 子どもの権利条例について

子どもの権利条例について、約3割の子どもが「見たり聞いたりしたことがある」と回答しました。前回調査の約2割から認知度が増加しました。その認知経路は「学校の授業」や「子どもの権利相談カード」が多数でした。

2 子どもの参加について

子どもが自分の考えや思いがあるときに、意見を言うことができるかについての問いに対し、「言うことができる」「だいたい言うことができる」と回答があった子どもの割合は前回調査時よりも増加しています。

しかし、「地域で行うお祭りやボランティア活動などについて」は、「あまり言うことができない」の割合が他の項目と比べて高くなっており、子どもの意見表明・参加が必ずしも十分でないことがうかがえる結果となっています。また、この項目については「とくに言いたいことがない」も高い割合を示しており、子ども自身が地域の活動に参加する意識については高くないということがうかがえます。

3 子どものふだんの生活について

自分のことをどう思うかについての問いに対し、小学生、中学生以上とも、「自分を大切に思ってくれる人がいる」「ほかのだれかや社会のために何かをしてあげたい」について、「そう思う」「まあそう思う」の合計は80%を超える結果となりました。

中学生以上で「自分のことが好きだ」「自分は他人から必要とされている」について「そう思う」「まあそう思う」と回答している割合が増加しています。

また、様々な場面で自分の考えや意見を「言うことができる」子どもは「自分のことが好きだと思う」と回答する割合が高くなっています。子どもが自分の考えや思いを言うことができると感じるか否かが子どもの自己肯定感に影響を与えていることがうかがえる結果となりました。

さらに、保護者が「自分の話を真面目に聞いてくれない」「自分をけなしたり、ばかにしたりする」ことがあると感じている子どもは「自分のことが好きだと思わない」と回答する割合が高くなっており、保護者の態度が子どもの自己肯定感に影響を与えていることがわかります。

「ほっ」とでき、安心していられる場所については「家で家族と過ごす部屋」「自分の部屋」が高い割合になっています。

4 子どもの権利の侵害への対応について

子どもが相談できる場所は、様々などころがあります。子ども相談電話の認知度が高い結果となったほか、スクールカウンセラーの認知度が高い結果となりました。

5 子どもの権利の保障を進めるうえでの課題

これらの「子どもに関する実態・意識調査」の結果などから、第2次子どもの権利推進計画策定にあたっての課題は次のとおりです。

(1) 子どもの権利についての広報・啓発活動の推進

子どもの権利条例を施行してから5年が経過し、この間広報・啓発の取り組みを行っており、条例そのものの認知度は前回調査実施時よりも増加しているものの、いまだ高いとは言えない状況です。

子どもの権利の保障を進めるためには、子どもも含めたより多くの市民が子どもの権利条例について理解を深める必要があり、効果的な広報や啓発活動を行うことが課題となります。

(2) 子どもの意見表明、参加の機会の拡大

地域において、子どもが行事などの企画運営に参加し、意見を言ったりすることについて、子ども自身の意識は決して高いとは言えず、なかなか意見を表明することが難しいのが現状です。社会の一員として子どもが様々な場面において自分の意見を表明し、積極的に参加することができるよう、地域全体で意見を言いやすく、参加しやすい仕組みをつくるための啓発を行っていくことが課題となります。

(3) 子どもの居場所の充実

子どもの健やかな成長のためには、ふだんの生活の中で自分が受け止められ、安心して過ごすことができると実感することや、様々な活動を通して人間関係をつくり合うことが大切です。子どもが大人に見守られ安心して遊び、活動し、人間関係をつくることのできる環境づくりを進めていくことが必要です。

(4) 子どもの権利の侵害への対応

いじめや児童虐待といった子どもの権利の侵害が大きな社会問題となっています。いじめや児童虐待は子どもの心身に深い傷を与え、子どもの成長や発達に重大な影響を及ぼします。

子どもには、いじめや児童虐待などから守られる権利があるということや、ひとりの人間として尊重される権利があることを理解し、行政のみならず、市民が一丸となって子どもの権利の侵害を防ぐ環境づくりに取り組むことが重要です。

これらの課題を踏まえて、第2次子どもの権利推進計画を策定します。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもは、これからの社会を築いていく未来への希望であり、誰もがその健やかな成長を願っています。子どもが心身ともに健やかに成長するためには、子どもにとって最善の利益が尊重されることが大切です。

子どもの権利条例では、子どもにとって大切な権利を明らかにすることや、子どもの権利の保障を進めるための仕組みなどについて必要な事項を定めることにより、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めることを目的とします。

このことから、本計画の基本理念は、引き続き、子どもの権利条例が目指す目標として前文に掲げられている「子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまち」とします。

基本理念

「子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまち」

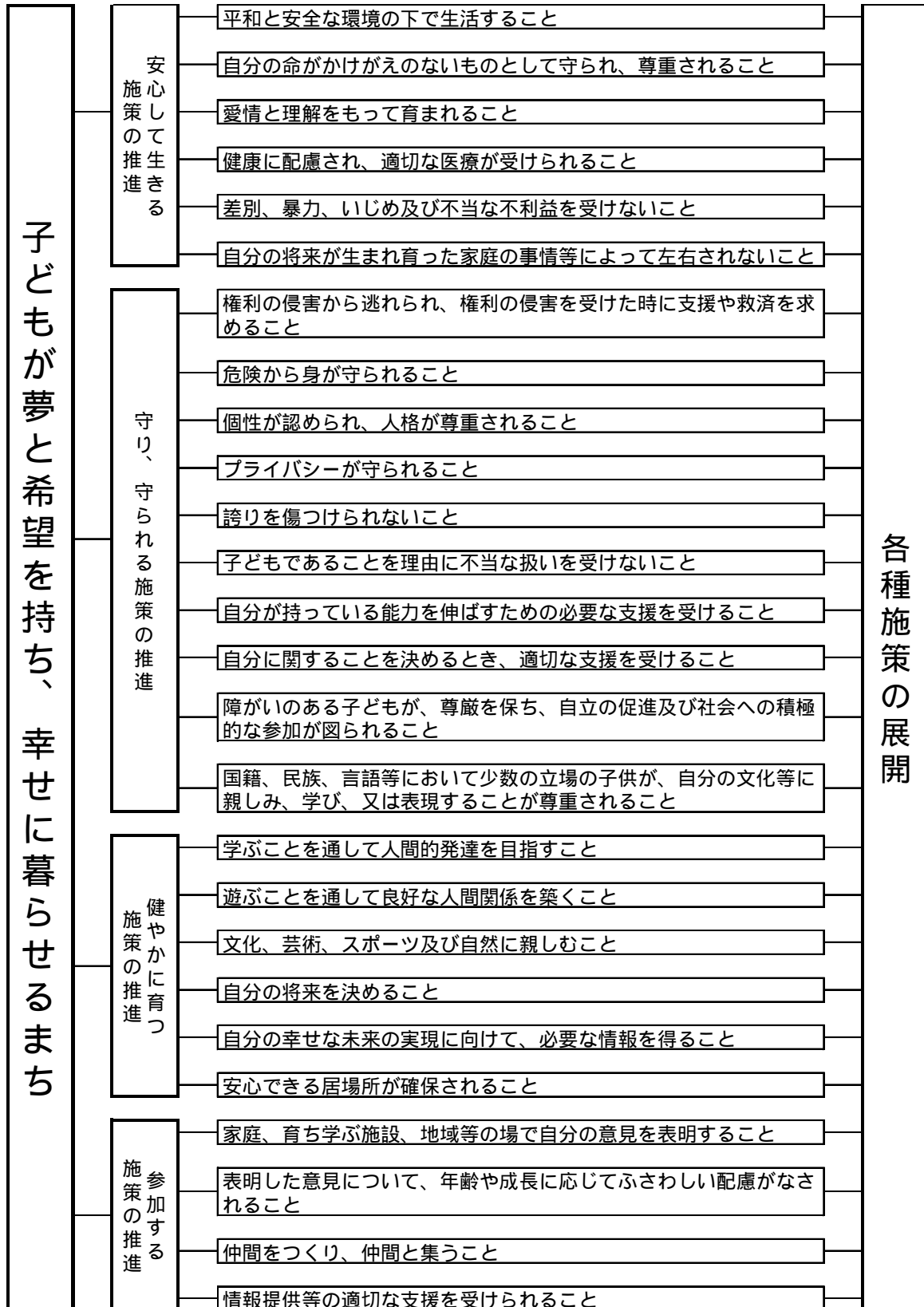
2 計画の基本目標

基本理念に掲げた「子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまち」を実現するため、取り組みの視点と施策の方向性として、子どもの権利条例に掲げられている以下の4つの柱を基本目標とし、施策を進めていきます。

- (1) 安心して生きる施策の推進
- (2) 守り、守られる施策の推進
- (3) 健やかに育つ施策の推進
- (4) 参加する施策の推進

3 計画の体系

子どもの権利に関する推進計画では、子どもの権利条例に掲げられている権利の体系を推進計画の体系として各種施策を展開します。



第4章 権利体系ごとの施策

1 安心して生きる施策の推進

子どもが安心して生きるために、生命と健康が守られ、愛情と理解をもって育まれることを保障する各種施策を推進します。

(1) 平和と安全な環境の下で生活すること

- ・小中学校の施設の空気測定の実施
- ・子どもの養育支援とDV被害の母及び子の保護

(2) 自分の命がかけがえのないものとして守られ、尊重されること

- ・子育て支援の充実

(3) 愛情と理解をもって育まれること

- ・良好な保育環境の確保
- ・子育て情報の発信
- ・子育て支援の充実
- ・ひとり親家庭等の親子に対する支援
- ・社会的養護の推進

(4) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること

- ・疾病等の予防・治療に係る支援
- ・学校での健康保持
- ・健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産するための知識啓発や支援
- ・健全な食生活の推進
- ・乳幼児の心身の健康増進と異常の早期発見
- ・ひとり親家庭等の親子に対する支援

(5) 差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと

- ・デートDV防止の啓発
- ・いじめ等の未然防止と早期発見
- ・適正な子どもの養育の確保と要支援児童に対する支援

(6) 自分の将来が生まれ育った家庭の事情等によって左右されないこと

- ・子どもの貧困対策の推進

2 守り、守られる施策の推進

子どもが守り、守られるために、権利の侵害や危険から守られ、自分が尊重され支援を受けられる各種施策を推進します。

(1) 権利の侵害から逃れられ、権利の侵害を受けた時に支援や救済を求めること

- ・ 権利の相談・救済と侵害された権利の回復の支援

(2) 危険から身が守られること

- ・ 青少年健全育成の推進
- ・ 子どもに対する防災対策
- ・ 子どもに対する交通安全対策

(3) 個性が認められ、人格が尊重されること

- ・ 豊かな心を育む教育の充実

(4) プライバシーが守られること

- ・ 人権擁護の推進

(5) 誇りを傷つけられないこと

- ・ 人権擁護の推進

(6) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと

- ・ 人権擁護の推進

(7) 自分が持っている能力を伸ばすための必要な支援を受けること

- ・ 子どもたちの力を育てる活動の推進
- ・ 青少年の育成環境の整備

(8) 自分に関することを決めるとき、適切な支援を受けること

- ・ 青少年育成環境の整備

(9) 障がいのある子どもが、尊厳を保ち、自立の促進及び社会への積極的な参加が図られること

- ・ 障がいのある子どもに対する社会参加の促進
- ・ 障がいのある子どもの支援
- ・ 障がいのある子どもとその親の支援

(10) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等に親しみ、学び、又は表現すること

- ・人権擁護の推進
- ・学校教育での他言語等の子どもの支援

3 健やかに育つ施策の推進

子どもが健やかに育つために、人間的発達を目指し、人間関係を築くとともに、居場所が確保されるなどの各種施策を推進します。

(1) 学ぶことを通して人間的発達を目指すこと

- ・子どもの学びの支援
- ・教員に対する支援
- ・教育環境の充実
- ・学習の経済的支援
- ・読書活動の推進

(2) 遊ぶことを通して良好な人間関係を築くこと

- ・子どもの遊び場所としての公園の整備
- ・遊ぶ場所の提供

(3) 文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむこと

- ・スポーツに親しむ施策の推進
- ・文化・芸術・自然に親しむ事業の展開
- ・外国の文化などに親しむ事業の展開

(4) 自分の将来を決めること

- ・将来を決めるために必要な能力の促進

(5) 自分の幸せな未来の実現に向けて、必要な情報を得ること

- ・次代が求めるスキルの基本的事項習得機会の確保
- ・子どもの権利に関する広報啓発活動の推進

(6) 安心できる居場所が確保されること

- ・子どもの居場所の提供
- ・不登校児童生徒への適応指導や保護者への支援

4 参加する施策の推進

子どもが自ら社会に参加するために、自分で意見を表明したり仲間と集うことができるなどの各種施策を推進します。

(1)家庭、育ち学ぶ施設、地域等の場で自分の意見を表明すること

- ・意見表明への支援
- ・子どもの参加の促進

(2)表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること

- ・参加した結果の公表
- ・意見反映の機会の提供と支援

(3)仲間をつくり、仲間と集うこと

- ・仲間づくりの支援

(4)情報提供等の適切な支援を受けられること

- ・情報提供の支援
- ・主体的な情報取得の支援
- ・子どもの権利に関する広報啓発活動の推進

第5章 計画の推進と評価

1 計画の推進体制

本計画は、本市の子どもに関する施策全般にわたるため、計画の推進に当たっては、人権、福祉、保健、教育などの各部門と連携して事業を行い、進捗を管理していきます。

また、すべての市民が子どもの権利の重要性を認識し、子どもの権利の保障を推進していくことが大切です。このことから、地域の各種関係団体などと連携をしながら、施策を推進していきます。

2 計画の評価・検証

子どもの権利に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、北広島市子どもの権利推進委員会において進捗状況の評価、検証を行います。あわせて、子どもの意識を確認していきます。

計画期間は3年ですが、社会情勢に応じ、より良い施策のあり方について、適宜、調査、研究を行っていくとともに、必要に応じて見直しを行っていくこととします。

北広島市子どもの権利推進委員会委員名簿

区分	氏名	所属
人権	福与 春美	人権擁護委員
福祉	西澤 美香	主任児童委員
	堀 允千	児童養護施設 天使の園（児童指導員）
	斉藤 圭美	北広島市しょうがい児者を持つ親の会
教育	柳田 卓哉	北広島市小中学校校長会（北の台小学校校長）
	重山 麻人	北広島市小中学校教頭会（広葉小学校教頭）
	数納 華代	北広島市PTA連合会
	渡邊 憲介	学識経験者（札幌学院大学教授）
公募	成田 俊樹	
	中山 美帆	